

## くれふしの里古墳公園遊具改築工事に関する要求水準書

## 1. 要求水準書の意義

本要求水準書は、くれふしの里古墳公園遊具改築工事（以下、「本工事」という。）に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加事業者は、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、自由な技術提案を行うことができるものとし、参加事業者の創意工夫に期待する。また、本工事の受注者は、本工事期間にわたり本要求水準書を遵守しなければならない。

## 2. 適用範囲

(1) 本要求水準書は、本工事に適用する。

(2) 契約図書間に相違がある場合の優先順位は、下記の順位とする。

①本工事に係る公募型プロポーザル実施要領を含む公募書類及び質疑回答書

②本要求水準書

(3) 受注者は、本要求水準書、別紙2「条件明示事項」及び別紙3「特記仕様書」に定めのないものに対して、本工事の遂行上必要と認められるものについては発注者と協議の上、受注者の責務においてこれを行うものとする。

## 3. 工事場所

水戸市 牛伏町 地内

・水戸市内原くれふしの里古墳公園（茨城県水戸市牛伏町 201 番地 2）

## 4. 工事期間等

(1) 工期は、契約日の翌日から令和8年3月15日までとする。

(2) 受注者は、施工に係る主任技術者等の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者等は参加表明書提出時の予定主任技術者を原則とする。

## 5. 工事内容等

(1) 既存遊具の解体・撤去（基礎を含む。）・処分

(2) 遊具等の実施設計（詳細図面、数量計算書、構造計算等の資料作成を含む。）

(3) 遊具等の製作

(4) 遊具等設置工事（基礎工事・運搬費用を含む。）

(5) 安全施設設置工事（安全マット、ロープウェイ境界柵等）

(6) 遊具設置に伴う整地工事（原形復旧）

(7) 遊具資材搬入等に伴う搬入路整備（敷き鉄板等の仮設材の設置を含む。）

※提案上限額を超えない範囲内で実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

## 6. 要求要件

### (1) 提案上限額

30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (2) 既存遊具の解体・撤去に関する事項

既存遊具全 9 基のうち、老朽化により使用禁止としている 5 基の解体・撤去（基礎を含む。）・処分を行う。

### (3) 新設遊具の設置等に関する事項

- ・子どもたちの多様な体験活動の促進、公園等の子どもの遊び場の充実を図るため、遊具 3 基の設計・製造・設置を求める。
- ・3 基の遊具の内訳は、複合遊具（主な対象年齢 6～12 歳）、複合遊具（主な対象年齢 3～6 歳）、ロープウェイ（主な対象年齢 6～12 歳）とする。このうち、複合遊具（主な対象年齢 6～12 歳）を主たる遊具と位置づける。
- ・遊具等の配置は、子ども同士の衝突回避や遊具間の移動のしやすさなど、適切な導線設計がなされているとともに、緊急時に保護者がサポートしやすく、遊具の中でも大人が移動できる配慮がされているものとする。
- ・複合遊具（主な対象年齢 6～12 歳）とロープウェイ（主な対象年齢 6～12 歳）を組み合わせた遊具を提案しても差し支えないものとする。
- ・上記 3 基のほか、提案上限額を超えない範囲で遊具等を新設することは差し支えない。また、遊具配置や安全領域の関係上、継続使用とする公園施設（屋外トイレ及び屋外水栓以外）を撤去または移設しても差し支えないものとする。

### (4) 配慮事項

- ・遊具の材質・塗装は、長寿命化が図られるよう耐久性が優れたものを選定すること。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とすること。
- ・遊具の部材については木材の使用を控えること。
- ・周辺の景観や地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等）に配慮すること。
- ・遊具等の設置基準は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第 3 版）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」{(一社) 日本公園施設業協会} に準拠すること。
- ・(一社) 日本公園施設業協会が認定する SP マーク表示認定企業の製品とすること。
- ・(一社) 日本公園施設業協会の公園施設団体賠償責任保険に加入すること。
- ・基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- ・工事に先立ち必要となる除草等の準備工は本工事に含めること。
- ・安全マット、ロープウェイ境界柵等を適切に設置すること。
- ・ユニバーサルデザインを踏まえた遊具の配置に配慮すること。
- ・提案に当たっては、工事範囲における遊具の配置等の検討を行った上で提案上限額を超えない範囲の提案を行うこと。

### (5) 施工に関する事項

別紙 2 「条件明示事項」及び別紙 3 「特記仕様書」参照

## 7. 参考資料

提案書の作成，既存遊具の解体・撤去・処分及び新設遊具等の設計に当たり，本公園開園時の竣工設計図書を，提案書の提出期限まで埋蔵文化財センターにて閲覧することができる。